



# (相談を受けた) 親族・知人編

## 相談を受けたら

(1) 相談者が警察へ通報したか確認し、通報していなければ110番するよう働きかける。

★ 時間が経つほど行動範囲が広がり、通報の遅れが生存率に関わる。

★ 警察は通常の捜索の他、にいがたポリス  
(新潟県警察公式アプリ) で情報提供します。



にいがたポリスのダウンロードはこちらから

(2) 別添【様式7】聞き取りシート (P13参照) やメモで、相談者から聞き取れる範囲で詳しく情報を聞き取る。

★ 相談者から聞き取りがしやすいよう聞き取りシートを活用する。

聞き取りシートの用意がない場合は、メモに残す。

個人情報の公開の可否について、必ず確認する。

★ 公開する場合、最近の写真があれば提供してもらう。

(3) 民生委員※1や自治会長、福祉関係者※2などに協力を求める。

★ 相談者は冷静な思考状態ではないことが多いため、落ち着いて対処するよう心掛け、可能であれば相談者のそばに付添い、支援する。

★ 区役所はハートメールでの周知、出張所は地域によっては防災無線が活用可能。

★ 福祉関係者は、各関係機関に情報を拡散、協力の呼びかけなどが可能な場合があります。

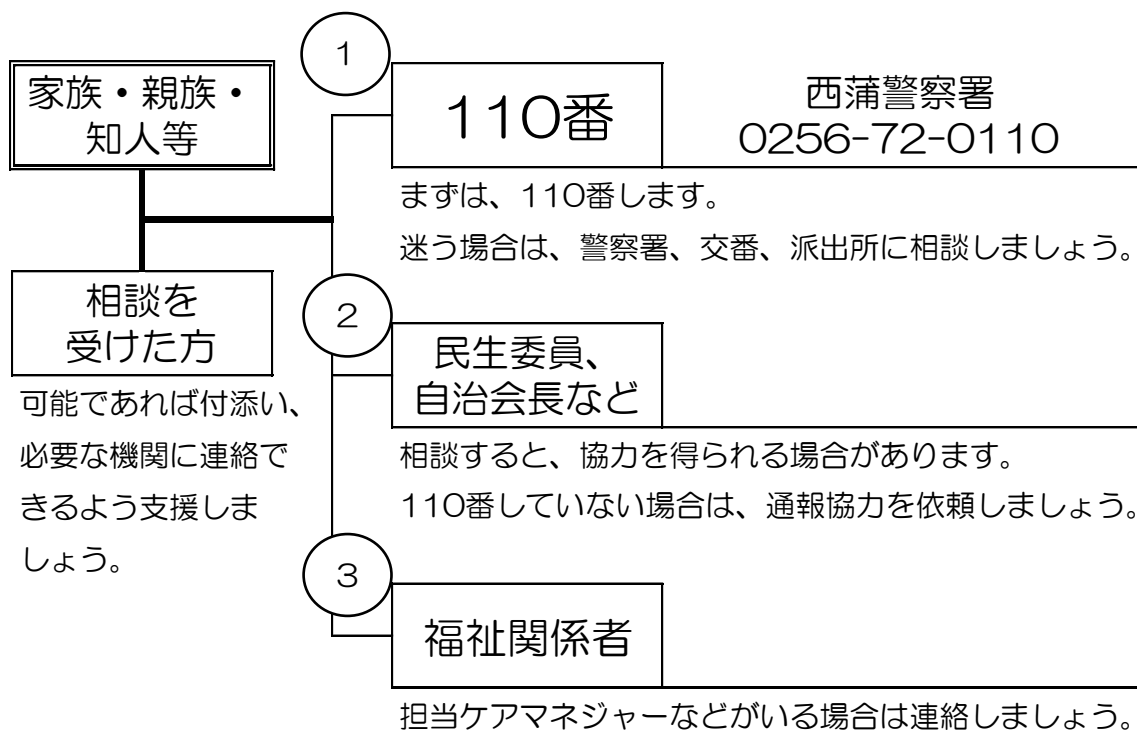
(4) 民生委員や自治会長、福祉関係者などの協力が得られない場合は、自分のできる範囲で協力する。

# もしもに備えて

(例2)のように、別添【様式2】を参考に必要な情報を記載した緊急連絡先などを用意しておきます。

また、聞き取りシートも準備しておきます。

## (例2)【様式2】緊急連絡先(親族・知人編用)



※1 正しくは民生委員・児童委員。わかりやすくするため民生委員と表現。

※2 西蒲区役所(健康福祉課)、西蒲区社会福祉協議会、地域包括支援センター、支え合いのしくみづくり推進員、福祉施設など。